

# 内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (コンツーラC810Gマーニ No.1/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

◇告示第225号第一項第二号イの場合

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種: コンツーラ C810G マーニ

◇壁のシールド無し

## ◇計算方法・計算結果

### □ストーブ等可燃物燃焼 水平距離

ストーブの鉛直投影面積 (正面・背面):  $A_v = 4417.5 \text{ cm}^2$  (46.5cm × 95cm)

ストーブの鉛直投影面積 (左右側面):  $A_v = 3467.5 \text{ cm}^2$  (36.5cm × 95cm)

1. 正面 (開口部がある面の離隔距離 (か'ラ窓等扉付))

$L_{\text{sop}} = 2.4 \times \sqrt{4417.5} = 159.5 \text{ cm}$

2. 右側面 (開口部がない面の離隔距離 (か'ラ窓))

$L_{\text{sop}} = 1.59 \times \sqrt{3467.5} = 93.6 \text{ cm}$

3. 左側面 (開口部がない面の離隔距離 (か'ラ窓))

$L_{\text{sop}} = 1.59 \times \sqrt{3467.5} = 93.6 \text{ cm}$

4. 背面 (開口部がない面の離隔距離)

$L_{\text{ssl}} = 1.59 \times \sqrt{4417.5} = 105.7 \text{ cm}$

### □ストーブ等可燃物燃焼 垂直距離

ストーブの水平投影面積:  $A_h = 1697.3 \text{ cm}^2$  (46.5cm × 36.5cm)

5. ストーブ上面の離隔距離

$H_s = 0.0106 \times (1 + (10000 / (1697.3 + 800))) \times 1697.3 = 90 \text{ cm}$

### □ストーブ等可燃物燃焼 基準距離 (作図により軌跡を示す)

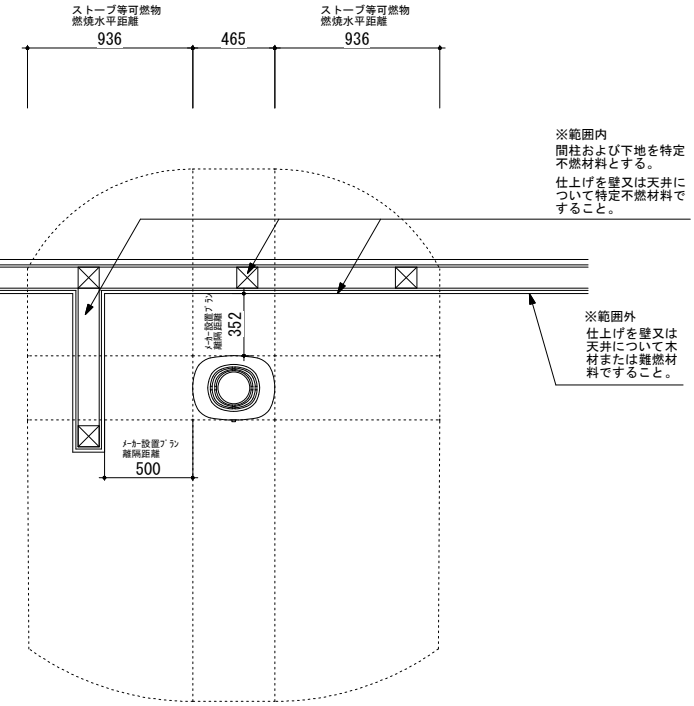
$D_s = ((H_s - h) / H_s) \times L_s$

(※Dsは各高さの計算結果の軌跡によって表現される。)

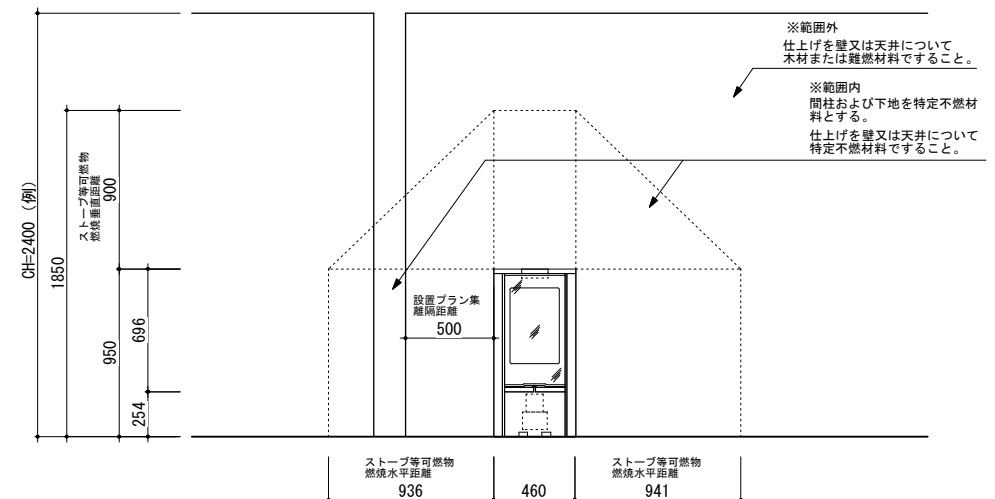
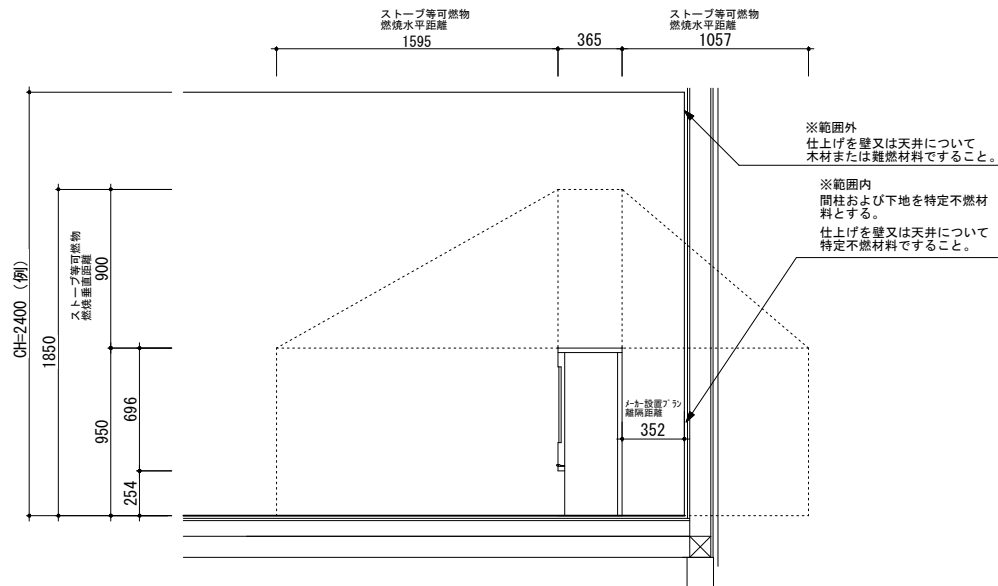
## ◇特定不燃材料

不燃材料のうち、平成12年建設省告示第1400号第1号から第8号まで、第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板 (厚さ3mm以上)
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板 (厚さ5mm以上)
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード  
(厚さ12mm以上で、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



※ストーブ壁仕上の仕様はメトス設置プランを参考のこと。



※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲（コンツラC810Gマーニ No.2/3）

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ（ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。）

○告示第225号第一項第二号ロの場合

※遮熱板等範囲計算の一例

※範囲計算条件

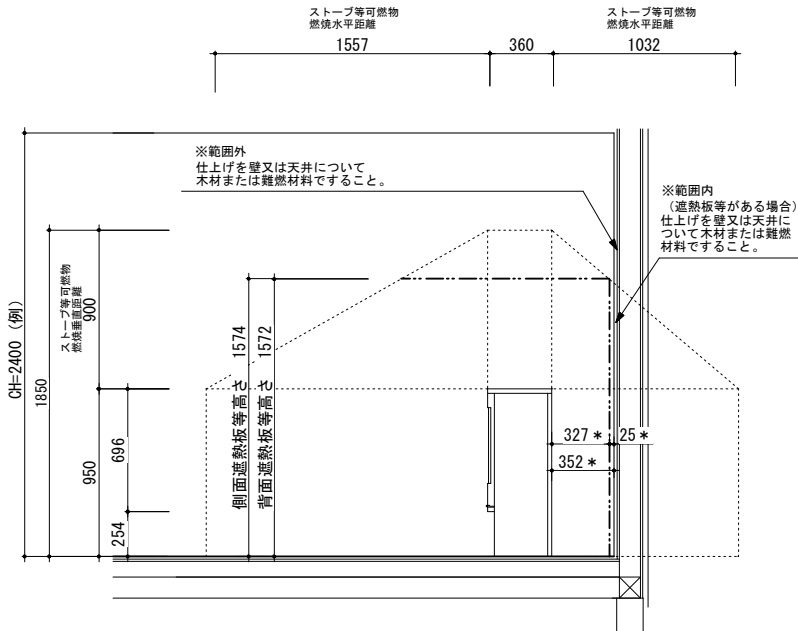
◇ストーブ本体機種：コンツラ C810G マーニ

◇壁のシールド：遮熱板等あり

- (1) - (i) ストーブと可燃物燃焼部分の壁との距離  
ストーブと遮熱板等の最低距離：27.5cm 以上  
壁と遮熱板等の最低距離：2.5cm 以上
- (1) - (ii) ストーブと可燃物燃焼部分の天井との距離  
ストーブと遮熱板等の最低距離：27.5cm 以上  
天井と遮熱板等の最低距離：2.5cm 以上
- (2) ストーブと壁までの最低クリアランス  
可燃物水平距離の1/3の距離と最低距離30cmを比較し、  
距離が長い値以上とする。  
コンツラC810Gの場合： 前面：51.9cm以上  
右側面：31.2cm以上  
左側面：31.2cm以上  
背面：35.2cm以上

※遮熱板等の範囲は、壁の位置や形状により計画ごとに検討します。  
この資料に示す範囲（二点鎖線部分）は一例です。

※本資料（コンツラC810Gマーニ No.2/3）のストーブと壁までの最低クリアランスは室内の煙突を  
口元より上部の仕様について、断熱直筒若しくは2重直筒を使用する場合とします。  
室内（シングル）直筒を使用する場合は別途、薪ストーブ本体図の設置プランをご参照下さい。

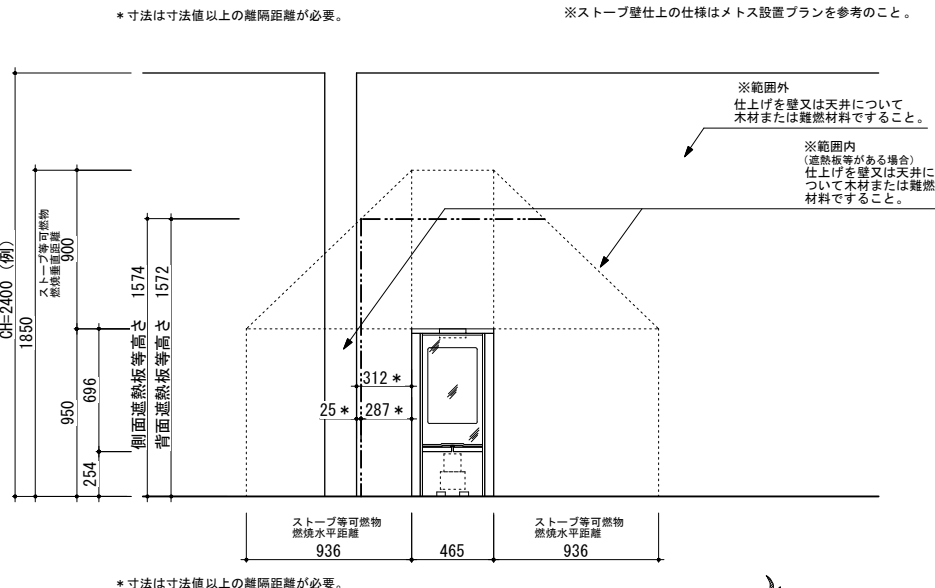
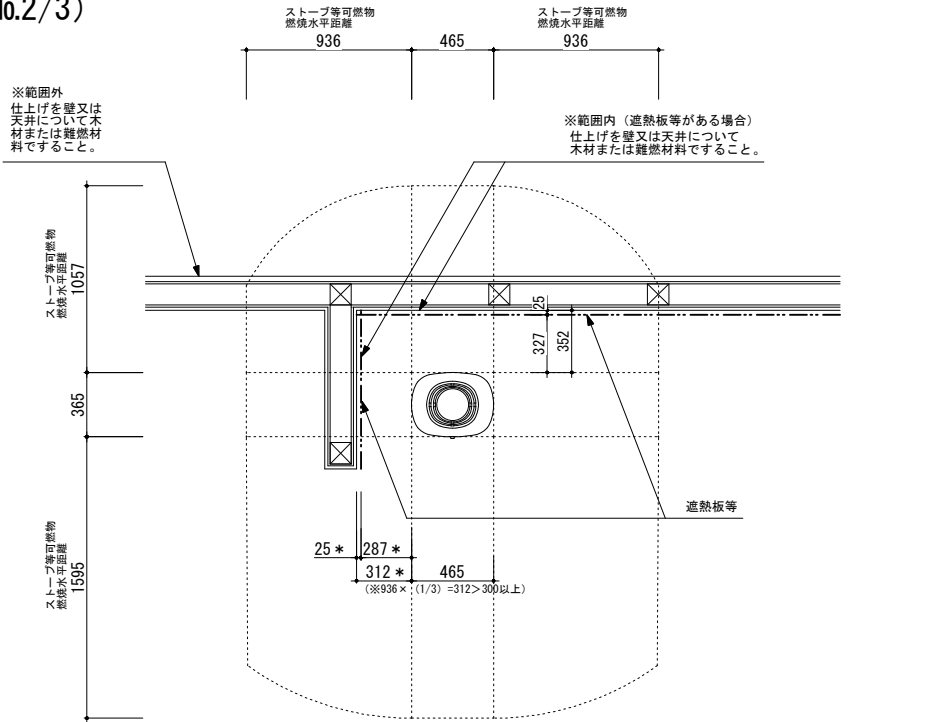
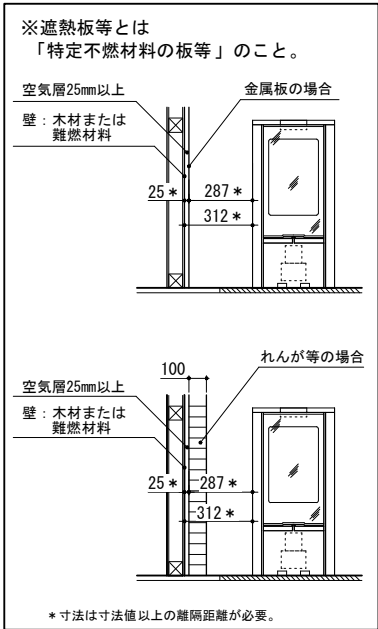


※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、  
および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。

◇特定不燃材料

不燃材料のうち、平成12年建設省告示第1400号第1号から第8号まで、  
第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板（厚さ3mm以上）
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード  
（厚さ12mm以上で、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの）
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



# 内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (コンツーラC810Gマーニ No.3/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

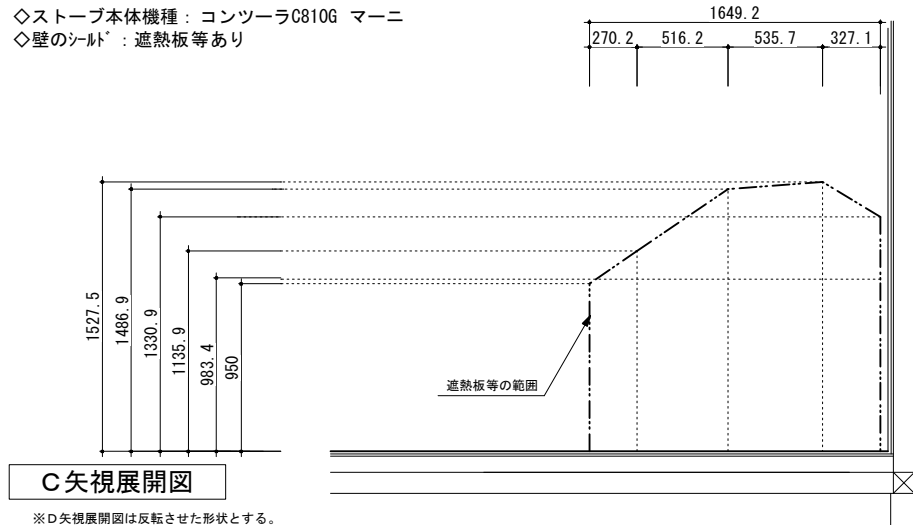
○告示第225号第一項第二号ロの場合

## ※遮熱板等範囲計算の一例 (コーナー設置の場合)

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種: コンツーラC810G マーニ

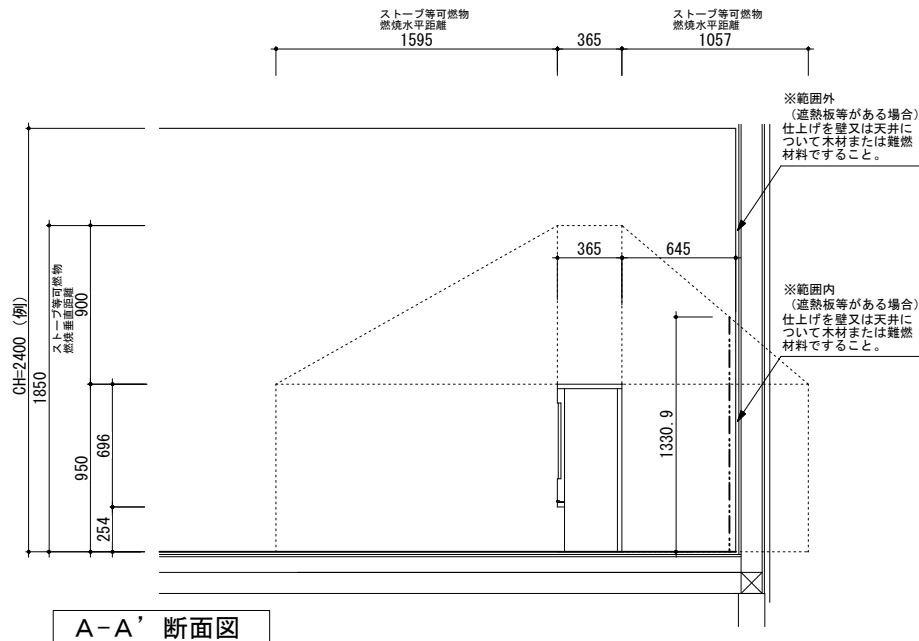
◇壁のシールド: 遮熱板等あり



※範囲内 (遮熱板等がある場合)  
仕上りを壁又は天井について  
木材または難燃材料ですること。

※範囲外  
仕上げを壁又は  
天井について木  
材または難燃材  
料ですること。

\*寸法は寸法以上の離隔距離が必要。



B-B' 断面図

